

平成 15 年度包括外部監査結果に対する措置事項等の公表
(企画総務局)

- 1 監査意見公表年月日
平成 16 年 2 月 9 日 (広島市監査公表第 4 号)
- 2 包括外部監査人
笠原 壽太郎
- 3 監査意見に対する対応結果の通知年月日
平成 23 年 3 月 29 日 (広企企第 20 号)
- 4 監査のテーマ
出資団体に係る出納その他の事務の執行状況
- 5 監査の意見及び対応の内容

広島市土地開発公社が保有する土地の個別的検討

広島市立大学用地について

(1) 利用計画・施設内容等の早期具体化について (所管課: 企画総務局企画調整部)

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>広島市土地開発公社が保有している「国際研究交流施設用地」と「多目的広場用地」について、未だ計画等が具体化されていないという事実は、現在の広島市の財政事情を勘案しても問題がある。広島市並びに広島市立大学内部においては、利用計画・施設内容等の吟味・精査・決定に、より注力する必要があると考える。</p> <p>また、広島市土地開発公社に対して事業用地の先行取得依頼を行う場合には、利用計画・施設内容等の具体化とともに、慎重な対応のもとで取得時期などの方針を決定することが必要である。</p>	<p>広島市土地開発公社が所有している当該事業用地においては、大学の将来の充実・発展を見据えた施設の整備を考えおり、市の財政状況などを勘案しながら、市と大学とで協議・調整を行い、施設整備の検討や事業の具体化を進めていることとしている。</p> <p>また、平成 17 年度 (2005 年度) から、用地先行取得特別会計を設置し、公社による先行取得を行わず、市自らが先行取得することにした。</p>

(2) 広島市による再取得単価の平準化が行われていることについて

(所管課: 企画総務局企画調整部)

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>段階的に事業用地を再取得する場合には、その内容を精査して、単純に全体で面積按分することなく、それぞれの適正額による再取得を行うことができるよう事務取扱を変更又は明確化する必要がある。</p>	<p>広島市土地開発公社からの用地の再取得は簿価 (用地費等と利息の合計額) により行っている。段階的に再取得する場合は、用地取得時の取得単価を基準に簿価が計算されるため、再取得の価格は、用地取得時の取得単価により決定される。仮に、取得単価が異なれば、再取得時の価格もそれに応じたものとなる。市立大学用地の場合、工区内の土地の取得単価が同一であったことから、再取得の価格単価も単純に面積按分したものと同額になったものである。このため、意見にあるような事務取扱の変更は、再取得の際にに行うこととはできない。</p>

平成 15 年度包括外部監査結果に対する措置事項等の公表
(都市活性化局)

- 1 監査意見公表年月日
平成 16 年 2 月 9 日 (広島市監査公表第 4 号)
- 2 包括外部監査人
笠原 壽太郎
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 23 年 3 月 25 日 (広活再第 54 号)
- 4 監査のテーマ
出資団体に係る出納その他の事務の執行状況
- 5 監査の意見及び対応の内容

広島市土地開発公社が保有する土地の個別的検討

東広島駅跡地地区開発整備事業用地について

飛び地の取得について (所管課: 都市活性化局都心再開発部)

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>貨物ヤード跡地を先行取得する際に、南蟹屋宿舎(2, 668 m² 3億9, 788万円)を同時取得しています。地理的にはすぐそばですが、貨物ヤード跡地からみれば「飛び地」になっており、この土地は、いわゆる「貨物ヤード跡地利用に関する提案」の中には含まれておらず、利用計画の検討が行われていません。</p> <p>南蟹屋宿舎については、具体的計画がないため、民間への早期転売や長期的な賃貸を検討する必要があります。</p>	<p>南蟹屋宿舎跡地については、平成 21 年 2 月に決定した「土地開発公社の長期保有地に関する取扱方針」に基づき、平成 21 年度中に民間売却を行うことにしていましたが、まず、近接する都市計画街路事業（駅前大州線及び東雲大州線）の事業用代替地としての利用を優先し、その後、代替地としての需要がないことが確認できた段階で、速やかに民間への処分を実施することとする。</p>